

【くびきインターネット】
ホスティングサービス
契約約款

平成 25 年 2 月 13 日



文書名 ホスティングサービス契約約款	文書番号
	ISP-約款-002

目次

第1章 総則	1
第1条 (契約約款の適用)	1
第2条 (用語の定義)	1
第3条 (通知)	1
第4条 (契約約款の変更)	2
第5条 (合意管轄)	2
第6条 (準拠法)	2
第7条 (協議)	2
第2章 サービスの種類及び提供区域	2
第8条 (サービスの内容)	2
第9条 (サービスの提供区域)	2
第10条 (技術的事項)	2
第11条 (本サービスの廃止)	2
第3章 契約	3
第12条 (利用契約の単位)	3
第13条 (利用契約の最低利用期間)	3
第14条 (利用の申し込み)	3
第15条 (承諾)	3
第16条 (契約者の地位の承継)	4
第17条 (契約者の氏名等の変更の届出)	4
第18条 (利用契約の変更)	4
第19条 (契約者からの解約)	4
第20条 (当社からの解約)	5
第21条 (権利の譲渡制限)	5
第22条 (サーバ設備の更新)	5
第23条 (サポート対応)	5
第24条 (障害対応)	5
第4章 利用料金等	6
第25条 (本サービスの利用料金等)	6
第26条 (利用料金の支払義務)	6
第27条 (利用料金の支払方法)	6
第28条 (割増金)	6
第29条 (遅延利息)	6
第5章 契約者の義務等	7
第30条 (ユーザID及びパスワード)	7
第31条 (自己責任の原則)	7
第32条 (禁止事項)	7

文書名 ホスティングサービス契約約款	文書番号
	ISP-約款-002

第6章 当社の義務	8
第33条（当社の維持責任）.....	8
第34条（故障及び障害時の措置）.....	8
第35条（個人情報等の保護）.....	8
第36条（通信の秘密）.....	9
第7章 利用者の制限、中止及び停止	9
第37条（利用の制限）.....	9
第38条（利用の中止）.....	9
第39条（提供の停止）.....	10
第8章 損害賠償	10
第40条（損害賠償）.....	10
第41条（免責）.....	10
第9章 その他	11
第42条（データの取り扱い）.....	11
第43条（データの利用）.....	11
第44条（データの消去等）.....	11
第45条（利用契約終了後のデータの取り扱い）.....	11
第46条（ドメイン名及びIPアドレス）.....	12
第47条（DNSサーバ）.....	12
別表第1号 料金等	13

文書名 ホスティングサービス契約約款	文書番号
	I SP-約款-002

第1章 総則

第1条 (契約約款の適用)

信越情報株式会社（以下、「当社」といいます。）は、ホスティングサービス契約約款（以下、「契約約款」といいます。）を定め、本契約約款に基づき法人向けホスティングサービス（以下、「本サービス」という。）を提供します。

2 契約者は契約約款を遵守して、本サービスの提供を受けるものとします。

第2条 (用語の定義)

この契約約款においては、次の用語をそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
(1)事業法	電気通信事業法（昭和59年法律第86号。）
(2)利用契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約
(3)契約者	当社と本サービス契約を締結している者
(4)ホスティングサービス	当社の施設内に設置するサーバ設備に契約者の所有するドメイン情報を設定し、その情報を保管して、インターネット上におけるコンピュータ情報通信を可能とするサービス
(5)サーバ設備	当社の本サービスを提供するにあたり、当社が用意するサーバ機器及びソフトウェア
(6)消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
(7)ユーザID	パスワードと組み合わせて、契約者その他の者を識別するために用いられる符号
(8)パスワード	ユーザIDと組み合わせて、契約者その他の者を識別するために用いられる符号

第3条 (通知)

当社から契約者への通知は、通知内容を電子メール、書面または当社のホームページに掲載するなど、当社が適当と判断する方法により行います。

文書名 ホスティングサービス契約約款	文書番号 ISP-約款-002
-----------------------	--------------------

第4条 (契約約款の変更)

当社は、契約者の承諾を得ることなく、契約約款を変更することがあります。この場合の料金その他の提供条件は、変更後の契約約款によります。

- 2 契約約款の変更にあたっては、当社は当該変更の対象となる契約者に対し、その内容を当社が別途定める方法で通知するものとします。ただし、この通知が到達しない場合であっても、変更後の契約約款が適用されるものとします。

第5条 (合意管轄)

契約者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、新潟地方裁判所高田支部をもって合意上の専属管轄裁判所とします。

第6条 (準拠法)

この契約約款(この契約約款に基づく利用契約を含むものとします。以下、同じとします。)に関する準拠法は、日本法とします。

第7条 (協議)

この契約約款に記載のない事項で本サービスの提供の上で必要な細目事項については、契約者と当社との協議によって定めます。

第2章 サービスの種類及び提供区域

第8条 (サービスの内容)

本サービスの種類及びその内容は、別表1号料金等に規定するところによります。

- 2 当社は、契約者の要望その他の事由により前項の種類以外のものを提供することがあります。

第9条 (サービスの提供区域)

本サービスの提供区域は、日本国内とします。

第10条 (技術的事項)

本サービスを利用する際、契約者が保存するデータに関し、当社は一切責任を持たないこととします。

- 2 ドメイン名は公式登録されたものを使用する必要があります。

第11条 (本サービスの廃止)

当社は、都合により提供するサービスの全部または一部を一時的、または永続的に廃止することがあります。

文書名	文書番号
ホスティングサービス契約約款	I SP-約款-002

- 2 当社は、前項の規定により本サービスを廃止するときは、契約者に対し廃止する日の3ヶ月前までに通知するものとします。

第3章 契約

第12条 (利用契約の単位)

本サービスの利用に関する契約（以下、「利用契約」といいます。）は、別表1号料金等に規定する本サービスの種類ごとに締結されるものとします。

第13条 (利用契約の最低利用期間)

利用契約には、別表1号料金等に規定する本サービスの種類ごとに最低利用期間を定めません。

- 2 契約者は、前項の最低利用期間内に利用契約の解約（第19条（契約者からの解約））をした場合、解約日の翌日から最低利用期間満了日までの期間に対応する本サービスの利用料金及びこれに係る消費税相当額を違約金として当社に支払うものとします。

第14条 (利用の申し込み)

本サービスの利用の申し込みは、当社所定の契約申込書に必要事項を記載し申し込みを行うものとします。

- 2 前項の契約申込事項を確認するため別途資料等を提出していただく場合があります。
- 3 契約申込書その他当社に提出いただく資料に、個人情報に記載する場合には、当社に個人情報を提供することについて、本人に同意を得た上で記載するものとします。

第15条 (承諾)

利用契約は、前条の利用契約の申し込みに対し、当社が承諾したときに成立します。

- 2 当社は、次のいずれかに該当する場合には、利用契約の申し込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 本サービスの利用の申し込みの際に虚偽の届け出をしたことが判明した場合。
 - (2) 前条に定める当社所定の必要情報について、当社所定の手続きに従った届け出がなされていない場合。
 - (3) 本サービスの申し込みをした者が、過去に当社のサービス料金等の支払いを怠ったことがあるとき。
 - (4) 本サービスの申し込みをした者が、第39条（提供の停止）第1項各号のいずれかに該当するとき、または、当社の提供する他のサービスにおいて同様の行為を行ったことがあるとき。
 - (5) 当該申し込みに係るサービス提供に必要な設備、増設、改修または保守が、当社の業

文書名 ホスティングサービス契約約款	文書番号 I SP-約款-002
-----------------------	---------------------

務の遂行上または技術上著しく困難なとき。

- (6) 申込者が反社会的勢力と何らかの関係があったとき若しくは関係があるときまたはそれらの疑いがあるとき。
 - (7) 前各号の他、当社が利用契約締結を不適合と判断したとき。
- 3 契約の申込を承諾しない場合には、当社は申込者に対し、その旨を書面またはその他の方法で通知します。

第 16 条 （契約者の地位の承継）

相続または法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人または合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて承継の日から 30 日以内に当社に届け出るものとします。

- 2 前項の場合に、地位を承継した者が 2 人以上あるときは、そのうちの 1 人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更した場合も同様とします。
- 3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうち 1 人を代表者として取り扱います。
- 4 前項各号のいずれの場合も第 15 条（承諾）の規定に準用します。

第 17 条 （契約者の氏名等の変更の届出）

契約者は、その氏名（商号）または住所に変更があったときは、すみやかにその旨を当社所定の書面により当社に届け出るものとします。

- 2 前項の届出があった際、当社へその届出があった事実を証明する書類を提示していただく場合があります。
- 3 当社は、本条 1 項の届出があった場合、第 15 条（承諾）の規定に準用します。

第 18 条 （利用契約の変更）

契約者が本サービスの種類を変更しようとする場合は、当社所定の手続きにより、当社に変更を申し出るものとし、当社所定の方法による承諾の通知を当社が発信したときに、変更の効力が生じるものとします。ただし、第 15 条（承諾）第 2 項各号いずれかに該当する場合には、変更を承諾しないことがあります。

- 2 当社は、前項の請求があった場合、第 15 条（承諾）の規定に準用します。

第 19 条 （契約者からの解約）

契約者は、利用契約を解約しようとするときは、契約者が自署捺印した当社所定の退会届を FAX または郵送で提出するものとします。この場合契約者は、解約予定日の 30 日前までにその旨当社に通知するものとします。

文書名 ホスティングサービス契約約款	文書番号 ISP-約款-002
-----------------------	--------------------

第20条 （当社からの解約）

当社は、次に掲げる事由があるときは、利用契約を解除することがあります。

- (1) 第39条（提供の停止）の規定によりサービスの利用が停止された契約者が停止期間中にその停止の原因となった事由を解消しないとき。
 - (2) 第39条（提供の停止）第1項各号のいずれかに該当する場合で、該当事由が当社の業務遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- 2 当社は、契約者が利用契約を締結した後になって第15条（承諾）第2項のいずれか一つに該当することが明らかになった場合、前項の規定にかかわらずその利用契約を即時解約できるものとします。
- 3 当社は、契約を解除しようとするときは、当該契約者に対しあらかじめその旨を通知もしくは催告しない場合があります。

第21条 （権利の譲渡制限）

この契約約款に別段に定めがある場合を除き、契約者は当社から本サービスを受ける権利を第三者に譲渡することができないものとします。

第22条 （サーバ設備の更新）

当社は、契約者に提供しているサーバ等の機器が老朽化していると認められる場合、契約者へ新しいサーバへの移行を提案するものとします。移行する際に、新しいサーバは当社が準備するものとし、コンテンツやプログラム等のサーバ内に保存しているデータを移行する作業は、契約者が自ら行うか、契約者が当社へ別途委託して行うものとします。

- 2 当社の提案後に契約者が新しいサーバへの移行を行わない場合、契約者はサーバの老朽化によって、ディスク障害や電源故障など本サービスにリスクが生じることを了承するものとし、また、第40条（賠償責任）第1項を適用しないものとします。
- 3 新しいサーバへ移行する際に、サーバのOS やアプリケーション等のバージョンが新しくなることにより作業が必要となる場合は、契約者が自ら行うか、契約者が当社へ別途委託して行うものとします。

第23条 （サポート対応）

本サービスの利用にあたり、利用方法に関するサポート対応時間は、当社営業日 8:30～17:30 とします。

第24条 （障害対応）

サーバダウン、通信障害等の緊急時の対応時間は、24時間365日とします。ただし、契約者によるサーバ設定変更や、契約者のプログラムに起因する障害等、本サ

文書名 ホスティングサービス契約約款	文書番号 ISP-約款-002
-----------------------	--------------------

ービスに関連ない障害は、対応対象外とします。

第4章 利用料金等

第25条 (本サービスの利用料金等)

本サービスの利用料金等は、別表第1号料金等に定めるとおりとします。

- 2 当社は、契約者の承諾を得ることなく前項の利用料金等を変更することができるものとします。この場合、契約者に対し、その内容を当社が別途定める方法で通知するものとします。

第26条 (利用料金の支払義務)

契約者は、利用契約が成立した日から起算して利用契約の解約日までの期間について、前条に定める利用料金及びこれに係る消費税相当額を支払うものとします。

- 2 前項の期間において、第38条(利用の中止)に定める本サービスの利用の中止その他事由により本サービスを利用できない状態が生じたときであっても、契約者は、その期間中の利用料金及びこれに係る消費税相当額を支払うものとします。
- 3 契約事項の変更に伴う費用は、当該変更または移転毎に発生し、その支払義務は当社が第18条(利用契約の変更)の請求を承諾したときに発生します。

第27条 (利用料金の支払方法)

契約者は、本サービスの利用料金及びこれに係る消費税相当額を、次の各号のいずれかの方法で支払うものとします。

- (1) 当社からの請求書に従い当社が指定する期日までに当社の指定する方法により、当社あるいは当社指定の金融機関による支払い。
 - (2) 当社が指定する方法により、契約者の預金口座からの口座振替による支払い。
 - (3) その他当社が定める支払方法により支払い。
- 2 前項の支払いに必要な振込み手数料その他費用は、当該契約者の負担とします。

第28条 (割増金)

契約者は、当社の提供するサービスの利用に関する料金等を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額の2倍に相当する額を割増金としてこれに対応する消費税相当額を加算した額を支払うものとします。

第29条 (遅延利息)

契約者が、本サービスの利用その他の債務を所定の支払期日が過ぎてもなお履行しない場合、契約者は、所定の支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の利率で計算して得た額を延滞利息として、本サービスの料金その他債務と一括して、当社

文書名 ホスティングサービス契約約款	文書番号 I SP-約款-002
-----------------------	---------------------

が指定する方法で指定した日までに支払うものとします。

- 2 前項の支払いに必要な振込み手数料その他費用は、当該契約者の負担とします。

第5章 契約者の義務等

第30条 (ユーザID及びパスワード)

契約者は、ユーザIDを第三者に貸与、共有しないものとします。

- 2 契約者は、ユーザIDに対応するパスワードを第三者に開示しないとともに、第三者に漏洩することのないように管理するものとします。
- 3 契約者は、契約者のユーザID及びパスワードにより本サービスが利用されたときには、契約者自身の利用とみなされることに同意するものとします。ただし、当社の故意または過失によりユーザIDまたはパスワードが他者に利用された場合にはこの限りではありません。
- 4 契約者が他のネットワーク（国内外）を経由して通信を行う場合、経由するすべてのネットワークの規則に従わなければなりません。

第31条 (自己責任の原則)

契約者は、契約者の行為によって当社および第三者に損害が生じた場合、契約者としての資格を喪失した後であっても、損害賠償等すべての法的責任を負うものとし、当社に迷惑をかけないものとします。この場合において、当社が徴収すべき本サービス料金等がある場合には、契約者は、当社に対し直ちに支払うこととします。

第32条 (禁止事項)

契約者は、本サービスを利用して、次の行為を行わないものとします。

- (1) 当社もしくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (2) 他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (3) 他者の差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為。
- (4) 詐欺等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれのある行為
- (5) わいせつ、児童ポルノまたは児童虐待にあたる画像、文書等を送信または掲載する行為
- (6) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為
- (7) 本サービスにより利用しうる情報の改ざんまたは消去する行為
- (8) 他者になりすまして本サービスを利用する行為
- (9) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為

文書名 ホスティングサービス契約約款	文書番号 ISP-約款-002
-----------------------	--------------------

- (10) 無断で他者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または他者が嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのあるメール（嫌がらせメール）を送信する行為
- (11) 他者の設備等または、くびきインターネットサービス設備の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
- (12) 無届で映像送信型性風俗特殊営業をする行為
- (13) 風俗系の宣伝広告並びにリンクを貼る行為
- (14) その他法令もしくは公序良俗に違反（売春、暴力、残虐等）し、または他者に不利益を与える行為
- (15) 有償無償を問わず、他者にくびきインターネットサービスの全部または一部を享受できる機会を提供する行為
- (16) その行為が全各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様でリンクを貼る行為

第6章 当社の義務

第33条 （当社の維持責任）

当社は、当社の本サービスを円滑に提供できるよう善良なる管理者の注意をもって維持します。

第34条 （故障及び障害時の措置）

契約者は、本サービスが利用できないときは、契約者自身の設備に支障のないことを確認のうえ、当社にその事実を通知するものとします。

- 2 当社は、本サービスの提供または利用について障害があることを知ったときは、可能な限り速やかに契約者にその旨を通知するものとします。
- 3 当社は、当社の設置したサーバ設備等に障害が生じたことを知ったときは、速やかに修理または復旧に努めます。

第35条 （個人情報等の保護）

当社は、保有する契約者の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）、および電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成16年8月31日総務省告示第695号）に基づくほか、当社がISO27001に基づいて定めるISMS基本方針および本規約の規程に基づいて適正に取扱います。

- 2 当社は、これらの個人情報等を契約者本人以外のものに開示、提供せず、本サービスの提供のために必要な範囲を超えて利用しないものとします。

文書名 ホスティングサービス契約約款	文書番号 I SP-約款-002
-----------------------	---------------------

- 3 当社は、刑事訴訟法第 218 条（令状による捜索）その他同法の定めに基づく強制的処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとしします。
- 4 当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上照会権限を有するものから照会を受けた場合、緊急避難または正当防衛に該当すると当社が判断するときは、第 2 項にかかわらず、法令に基づき必要と認められる範囲内で個人情報等の照会に応じることができるものとしします。
- 5 当社は、利用契約の終了後または当社が定める保存期間の経過後は、個人情報等を消去するものとしします。ただし、利用契約の終了後または当社が定める保存期間の経過後においても、法令の規定に基づき保存しなければならない時は、当該情報を消去しないことができるものとしします。

第 36 条 （通信の秘密）

当社は、事業法第4条に基づき、契約者の通信の秘密を守るものとしします。

- 2 当社は、刑事訴訟法第218 条（令状による捜索）その他同法もしくは犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制的処分その他裁判所の命令もしくは法令に基づく強制的な処分が行われた場合には、当社は、当該処分、命令の定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとしします。
- 3 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第4 条（発信者情報の開示請求等）に基づく開示請求の要件が充足された場合には、当社は、当該開示請求の範囲で第 1 項の守秘義務を負わないものとしします。
- 4 当社は、契約者が第 32 条（禁止事項）各号のいずれかに該当する禁止行為を行い、本サービスの提供を妨害する行為をなした場合、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ契約者の通信の秘密に属する情報の一部を提供することができます。

第 7 章 利用者の制限、中止及び停止

第 37 条 （利用の制限）

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持に必要な事項を内容とする通信、その他公共の利益のために緊急に行うことを要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスを制限する措置を採ることがあります。この場合、利用者が被った損害について当社は賠償の責任を負わないものとしします。

第 38 条 （利用の中止）

当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止していただくことがあります。

文書名	文書番号
ホスティングサービス契約約款	ISP-約款-002

- (1) 当社のサーバ設備の保守上または工事上やむを得ない場合。
 - (2) 第37条（利用の制限）の規定により、本サービスの利用を中止する場合。
 - (3) 第一種電気通信事業者が電気通信サービスを中止した場合。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません

第39条（提供の停止）

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、本サービスの提供を停止することがあります。

- (1) 申し込みに当たって虚偽の事項を記載したことが判明した場合。
 - (2) 本サービスの料金等について、支払期日を経過してもなお支払わない場合。
 - (3) 本サービスの利用において第32条（禁止事項）の各号に該当する行為をやめるよう要求した際、当社の指定した期間内に当該要求に応じない場合。
 - (4) その他この契約約款に違反した場合。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの提供を停止するときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第8章 損害賠償

第40条（損害賠償）

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき事由によりその利用が全くできない状態が生じ、かつそのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、当該契約者の損害の賠償に応じます。ただし、天災地変等当社の責に帰さない事由により生じた損害、当社の予見の有無に問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益を含む間接損害については、当社は賠償責任を負わないものとします。

- 2 前項の場合における損害賠償の範囲は、当該契約者に現実発生した通常損害とし本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である場合に限り）に対応する当該本サービスに係る月額料金に相当する額に、これに対応する消費税額を加算した額の範囲内とします。またその総額は、1ヶ月相当額に、これに対応する消費税額を加算した額を上限とします。
- 3 第1項の場合において、当社の故意または重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、第2項の規定は適用しません。

第41条（免責）

当社は、前条の場合を除き、契約者が本サービスの利用に関して被った損害（その原因の如何を問いません。）について、その損害を賠償する責を負いません。

文書名 ホスティングサービス契約約款	文書番号 ISP-約款-002
-----------------------	--------------------

- 2 契約者が著作権侵害他の違法行為を行った場合、その責任は契約者自身に帰属し、当社は、何らの責も負いません。
- 3 本サービスの利用に関して、契約者が他の契約者又は第三者に損害を与えた場合、当該契約者の責任と費用において解決するものとし、当社に損害を与えないものとしします。
- 4 当社は、本サービスによってアクセスが可能な情報、ソフトウェア等について、その完全性、正確性、有用性または適法性を保証しないものとしします。
- 5 当社は、本サービス運用に際し、必要に応じてサーバの強化やセキュリティーの強化を行います。それに伴い発生したいかなる損害についても一切その責を負わないものとしします。
- 6 当社は、契約者が本サービスを利用によって第三者との間で法律的または社会的な係争関係に置かれた場合でもこれらの係争の一切その責を負わないものとしします。

第9章 その他

第42条 (データの取り扱い)

本サービスにおける当社のサーバのデータが、滅失、毀損、当社の責によらない漏洩その他の事由により、第三者に本来の利用目的以外に使用されたとしても、その結果発生する直接・間接の損害について、当社は一切の責任を負わないものとしします。

第43条 (データの利用)

本サービスにおいて、当社はサーバ設備の故障・停止に対する復旧作業等、サービス提供に必要な範囲で、契約者が利用するデータを確認、または複写、複製する場合があります。

第44条 (データの消去等)

当社は、契約者が登録した情報等または契約者が管理する情報等が、当社の定める所定の基準を超えた場合、または第39条(提供の停止)各号に該当する場合、何らの通知なく現に蓄積している情報等を削除、または情報の転送、配送の停止を行うことがあります。その結果発生する直接・間接の損害について、当社は一切の責を負わないものとしします。

第45条 (利用契約終了後のデータの取り扱い)

契約者は、利用契約が終了した後は、契約者および関係者が本サービスを利用して作成したデータまたは情報等(以下「入力情報等」といいます)を当社が当社所定の方法で消去することに同意するものとしします。なお、当該入力情報等が削除されたことにより契約者が被害を受けたとしても、当社は一切の責を負わないものとしします。

文書名	文書番号
ホスティングサービス契約約款	ISP-約款-002

第46条 (ドメイン名及びIPアドレス)

契約者が、本サービスの利用に関して使用するドメイン名は契約者の希望しかつ取得が可能なドメイン名とし、IPアドレスについては当社が指定するものとします。

- 2 契約者の申請に基づき当社が申請代行して取得したドメイン名については、その所有権は契約者に帰属します。
- 3 当社が所有するドメイン名の一部(サブドメイン名)を本サービスにおいて使用する場合は、前項の規定は適用されず、その所有権は当社が所有します。

第47条 (DNSサーバ)

本サービスにおいては、契約者は当社のDNSサーバをご利用できます。

- 2 契約者は、当社のDNSサーバを利用しない場合でも本サービスを受けられます。この場合、外部のDNSサーバが原因で契約者に生じる損害について、当社は一切の責任を負いません。

以上

附 則

(実施期日)

この契約約款は2008年5月1日から施行します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は2008年11月8日から施行します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は2012年12月1日から施行します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は2013年2月13日から施行します。

文書名 ホスティングサービス契約約款	文書番号
	I SP-約款-002

別表第1号 料金等

1. サービスの種類及び内容、最低利用期間

1-1 本サービスの種類及びその内容は以下のとおりとします。

- (1) 複数の契約者が共有して利用する共有タイプ
- (2) 1台のサーバで割り当てられた仮想領域で利用する仮想専用タイプ
- (3) 1台のサーバを独占して利用する占有タイプ

1-2 本サービスの最低利用期間は以下のとおりとします。

- (1) 共有タイプ：6ヶ月
- (2) 仮想型専用タイプ：12ヶ月
- (3) 占有タイプ：12ヶ月

2. 初期費用

2-1 本サービスを利用する為の初期費用

項目	共有タイプ	仮想型専用タイプ	占有タイプ
初期費用（基本設定）	10,000円	別途、算定します。	別途、算定します。
環境設定費用	別途、算定します。	別途、算定します。	別途、算定します。

3. 基本料金

3-1 本サービスの基本料（1契約毎の料金）

項目	共有タイプ	仮想型専用タイプ	占有タイプ
月額費用	7,000円	15,000円～	30,000円～
ハードディスク 容量	3GB	20GB	ディスク容量分 要相談

文書名 ホスティングサービス契約約款	文書番号
	I SP-約款-002

4. オプション料金

4-1 本サービスのオプション料金（1 契約毎の料金）

項目	初期費用 月額費用	備考
共用タイプ ディスク容量追加	1,000 円/初期費用 1,000 円/月額費用	追加単位：1GB
仮想型専用タイプ ディスク容量追加	1,000 円/初期費用 3,000 円/月額費用	追加単位：5GB
データバックアップ	初期費用及び月額費用は 別途、算定します。	

4-2 ドメイン取得費用

項目	料金	備考
新規取得代行費用	20,000 円	取得時のみ
ドメイン維持管理費	7,000 円/年	初年度は不要

5. その他の料金

5-1 上記料金に記載のない事項については個別対応とし、別途算定します。

注1 表記の金額の他に消費税相当額の支払を要します。